平成２３年（フ）第５５９号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目１番17号　ファミールハイツ103
債務者　増田　千春
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７５３号
静岡市葵区川合３丁目13番５号　コーポラス英103号室
債務者　牧之瀬祥子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８号
北海道帯広市西25条南２丁目18番地11　ハイツ25―11
債務者　高柳　政人
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６３５６号
東京都練馬区春日町３丁目17―30―103
債務者　安原　大輔
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４号
島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の三57番地１
債務者　安部　健一
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午後４時
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３４４号
千葉県松戸市小根本84番地の３
破産者　アイ・ティ・ピー株式会社
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４５号
千葉県松戸市岩瀬114番地の19　ヒルズ岩瀬203号
破産者　飯田　貴文
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１６７号
埼玉県川口市元郷２丁目15番１―304号　エルザタワー55
破産者　株式会社ランドマーク
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４０号
埼玉県川口市三ツ和１丁目５番１号
破産者　株式会社シーアールシー
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
山形県西置賜郡小国町大字杉沢191番地
破産者　有限会社ハートランドファーム
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５６５号
名古屋市港区品川町２丁目29番地
破産者　株式会社シナガワ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４７号
名古屋市西区中小田井４丁目324番
破産者　Ｚ設計株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３１号
名古屋市名東区社が丘１丁目906番地　陽明荘103号
破産者　天野　治樹
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２７号
名古屋市北区長田町４丁目73番地の４
破産者　株式会社東友建設
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９３号
名古屋市西区名西２丁目９番22号
破産者　有限会社メイセイ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２号
三重県四日市市泊山崎町８番28号　オレンジパパＢ棟１階105号
破産者　加藤三喜男
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
三重県四日市市東新町６番14号
破産者　株式会社小塚製作所
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
三重県四日市市伊倉１丁目１番53―601号
破産者　山中　　仁
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
愛知県知多市八幡字曽山７番地の52、開始決定時の住所愛知県津島市鹿伏兎町下春日台18番地11
破産者　高平　長吾
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係